



平成 25 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ド ワ ン ゴ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荒 木 隆 司
(コード番号：3715東証第一部)
執 行 役 員
問 合 せ 先 コーポレート本部長 小 松 百 合 弥
(TEL. 03-3549-6300)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 14 日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額およびその内容に関する議案を、平成 25 年 12 月 18 日開催予定の第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 議案提案の理由

当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、当社の取締役の当社の株価や業績への関心度を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を 1 株あたり 1 円に設定した新株予約権を株式報酬型ストック・オプションとして割り当てます。

II. 議案の内容

1. 報酬の額

当社取締役の報酬額は、平成 16 年 12 月 22 日開催の第 8 期定時株主総会において、年額合計 2 億 1,000 万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額とは別枠として、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額 1 億 2,000 万円の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものであります。なお、ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、平成 25 年 12 月 18 日開催予定の第 17 期定時株主総会において、第 3 号議案が可決承認された場合、取締役は 7 名となります。

2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、年額 1 億 2,000 万円の範囲内で新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値をもとにブラック・ショールズ・モデルに基づいて算出される新株予約権 1 個当たりの公正価額をもって除して得られた数（ただし、整数未満の端数は切捨てる。）を限度とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 100 株とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価額とする。ただし、当社は新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式 1 株あたりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から 5 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上